

9 構造物の影響

9.1 日照阻害

計画地及びその周辺における日照阻害の状況、地形及び既存建築物の状況等を調査し、計画施設による日影の影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

本事業に伴う日影の影響について予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 日照阻害の状況
- (イ) 地形の状況
- (ウ) 既存建築物の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は計画地及びその周辺とした。

ウ 調査方法

(ア) 日照阻害の状況

地形図、住宅地図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

(イ) 地形の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

(ウ) 既存建築物の状況

住宅地図、地形図及び土地利用現況図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

(エ) 土地利用の状況

土地利用現況図、都市計画図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

(オ) 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「建築基準法」
- ・「川崎市建築基準条例」
- ・「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準

エ 調査結果

(ア) 日照障害の状況

計画地には、既存の堤根処理センターの建物が、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅の建築物が存在し、これらによる日影が発生している。

計画地周辺の日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況は、表 9.9.1-1(1)、(2)及び図 9.9.1-1 に示すとおりであり、特に配慮すべき施設として、ぶれすと尻手ほいくえん、ゲートタワーローズ保育園、川崎幸病院等がある。

(イ) 地形の状況

計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっている。

(ウ) 既存建築物の状況

計画地周辺の既存建築物の状況は、図 9.9.1-2 に示すとおりである。計画地近傍には主に戸建住宅や中層住宅が存在し、5階建て以上の建物が、計画地の周辺約 300m の範囲内に立地している。

(エ) 土地利用の状況

計画地には既存の堤根処理センターが存在しており、計画地近傍には、北西側及び北東側の一部に戸建住宅や中層住宅がみられるほか、鉄道や余熱利用市民施設が存在している。

また、計画地の周辺の土地利用をみると、住宅用地、集合住宅用地のほか、業務施設用地や学校等の文教・厚生用地など、様々な土地利用がなされている。

表9.9.1-1(1) 日影の影響に特に配慮すべき施設等

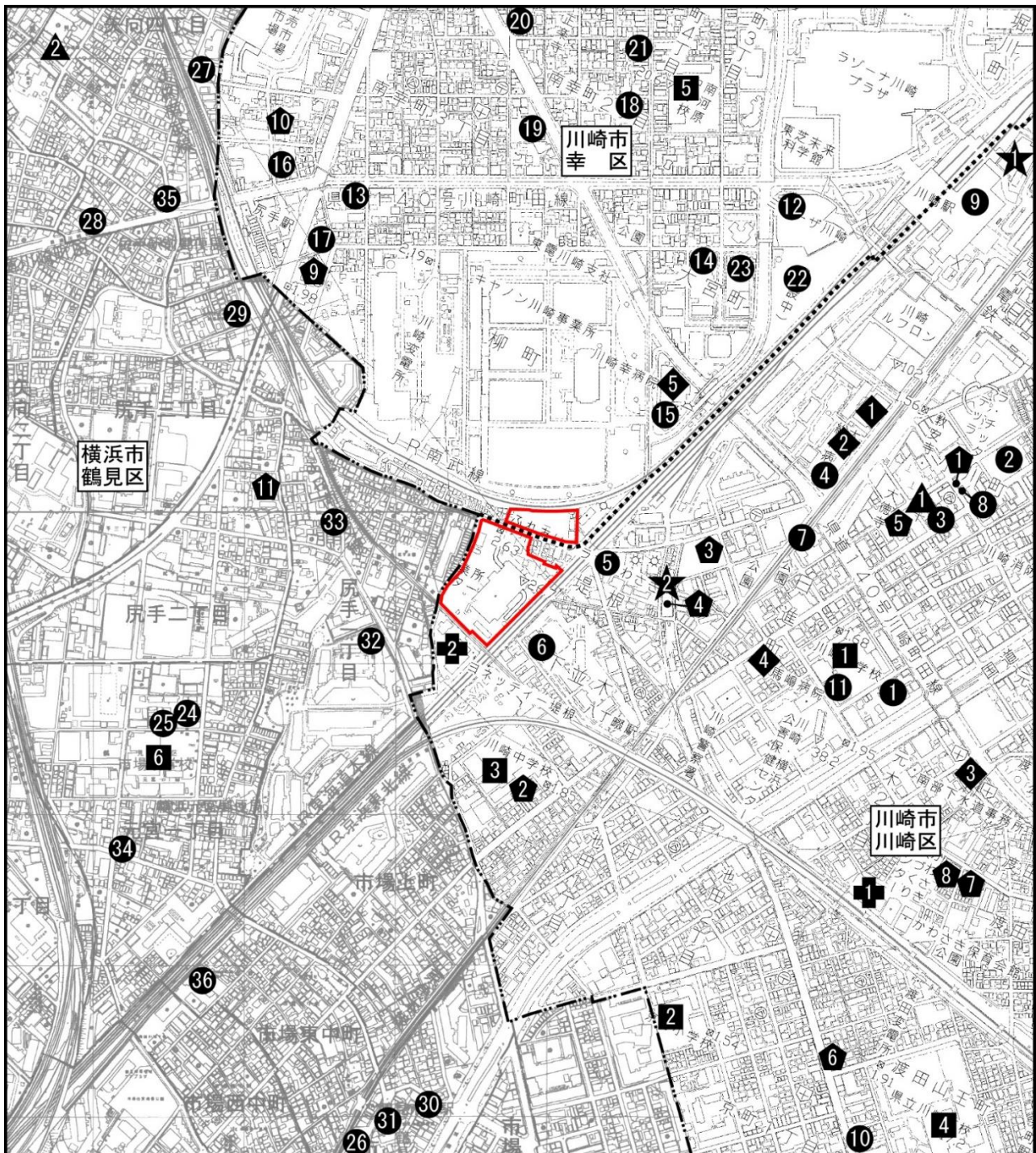
区分	市区	No.	名称	所在地	
● 保育園	川崎市	川崎区	1	あすいく保育園	日進町 22-14
			2	アスク川崎東口保育園	小川町 13-9
			3	川崎おおぞら保育園	小川町 11-9
			4	川崎もりのこ保育園	日進町 1-68 8号棟 2階
			5	キンカーンインターナショナルスクール	堤根 37-1
			6	チャイルドタイム八丁囃エンゼルホーム	下並木 11-5 川崎サイトシティクラブハウス 2階 3-212
			7	はぐくみ保育園	日進町 29
			8	保育所キラキラルーム川崎園	小川町 12-11
			9	メリー★ポピンズ アトレ川崎ルーム	駅前本町 26-1
			10	ももんが保育園	渡田山王町 20-16 ヴィヴァンメゾン 201
			11	ゆめいく日進町保育園	日進町 20-3
		幸区	12	アスク川崎西口保育園	大宮町 1310 ミューザ川崎 1階
			13	神奈川県東部ヤクルト販売(株) 幸保育園	柳町 9-1 メゾン柳 1
			14	かわさき大宮町保育園	大宮町 9-1
			15	ゲートタワーローズ保育園	大宮町 31-1 川崎ゲートタワー1階
			16	こあらっこはうすクレシュ・ラ・ガール	南幸町 3-115
			17	小学館アカデミー南さいわい町保育園	南幸町 3-97
			18	たいよう保育園	南幸町 2-14-2
			19	ぶれあ保育園・川崎南幸町	南幸町 2-68-1
			20	保育園フェリチッタ	南幸町 2-76
			21	保育園リエッタ	南幸町 2-9 2・3階
			22	メリー★ポピンズ 川崎西口ルーム	大宮町 1-5
			23	YMCA かわさき保育園	大宮町 26-3 3号棟 102
	横浜市	鶴見区	24	市場保育園	元 1-17-33
			25	市場保育園分園おひさま	元宮 1-17-39-2
			26	市場ポケット保育園	市場大和町 3-18
			27	尻手すきっぷ保育園	矢向 4-26-13
			28	尻手スマイル保育園	矢向 4-7-21
			29	太陽の子 尻手保育園	尻手 3-8-27
			30	鶴見 Asa 保育園	市場大和町 5-14 ナイスアーバンスピリッツ鶴見市場Ⅱ 104
			31	鶴見ハート保育園	市場大和町 4-18
			32	鶴見ルーナ保育園	尻手 1-1-15
			33	ぶれすと尻手ほいくえん	尻手 1-4-51
			34	ぶれすと尻手ほいくえん 附属元宮	元宮 1-9-44
			35	矢向つぼみ保育園	矢向 4-5-26
			36	わくわくの森保育園	市場東中町 12-27
▲ 幼稚園	川崎市	川崎区	1	川崎頌和幼稚園	小川町 11-13
	横浜市	鶴見区	2	矢向幼稚園	矢向 4-22-38
■ 学校	川崎市	川崎区	1	川崎小学校	日進町 20-1
			2	京町小学校	京町 1-1-4
			3	川崎中学校	下並木 50
			4	川崎高等学校	渡田山王町 22-6
			5	南河原中学校	中幸町 4-31
	横浜市	鶴見区	6	市場小学校	元宮 1-13-1
★ 図書館	川崎市	川崎区	1	川崎図書館	駅前本町 12-1
			2	川崎市視覚障害者情報文化センター	堤根 34-1
◆ 病院	川崎市	川崎区	1	太田総合病院	日進町 1-50
			2	太田総合病院記念研究所附属診療所	日進町 1
			3	医療法人社団慶友会第一病院	元木 2-7-2
			4	馬嶋病院	日進町 24-15
			幸区	5	川崎幸病院

出典：「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ）
「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ）
「川崎市立学校一覧（基本情報）」（川崎市総合教育センターホームページ）
「横浜市立学校名簿」（横浜市教育委員会ホームページ）
「ここ de サーチ」（子ども・子育て支援情報公表システムホームページ）
「図書館・市民館など」（川崎市ホームページ）
「病院・診療所名簿」（川崎市ホームページ）

表9.9.1-1(2) 日影の影響に特に配慮すべき施設等

区分	市区	No.	名称	所在地	
● 福祉施設	川崎市	川崎区	1	小川町スマイルイン	小川町 12-13
			2	グループホーム 川崎下並木の家	下並木 58-2
			3	川崎ラシクル	日進町 5-1
			4	かわさき老人福祉・地域交流センター	堤根 34-15
			5	恒春園	小川町 10-10
			6	ソラリス京町	渡田山王町 18-12
			7	花物語かわさき南	渡田新町 3-3-2
			8	ベストライフ川崎	渡田新町 3-1-5
	横浜市	鶴見区	9	ふれあい家族	柳町 55-3
			10	まどか川崎	南幸町 3-119-14
			11	福寿の里 グループホーム	尻手 2-4-21
● その他	川崎市	川崎区	1	かわさき健康づくりセンター	渡田新町 3-2-1
			2	ヨネッティー堤根（現在再整備中）	堤根 73-1

出典：「高齢者施設のご案内」（川崎市ホームページ）
「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市ホームページ）
「健康・スポーツ」（川崎市ホームページ）



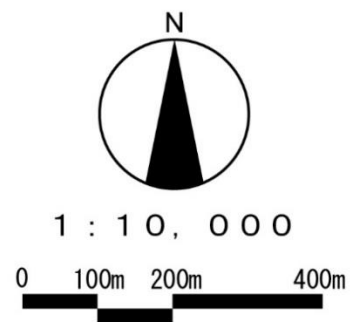
凡例

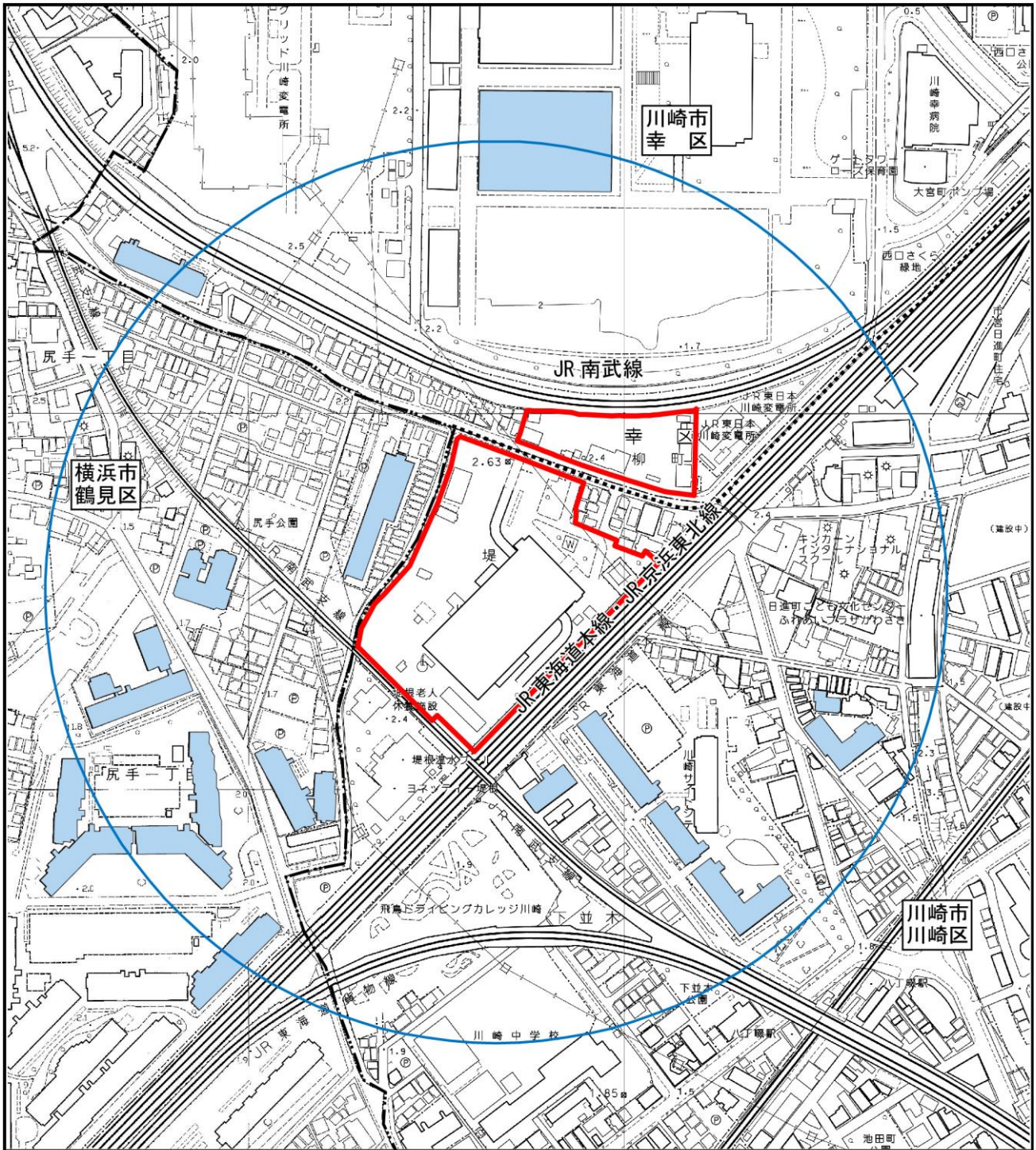
- | | | | | | | | |
|--|-----|--|-----|--|------|--|-----|
| | 計画地 | | 保育園 | | 図書館 | | その他 |
| | 市境 | | 幼稚園 | | 病院 | | |
| | 区境 | | 学校 | | 福祉施設 | | |

出典：「神奈川県私立学校名簿」（神奈川県ホームページ）
 「神奈川県公立学校名簿」（神奈川県ホームページ）
 「川崎市立学校一覧（基本情報）」（川崎市総合教育センターホームページ）
 「横浜市立学校名簿」（横浜市教育委員会ホームページ）
 「ここ de サーチ」（子ども・子育て支援情報公表システムホームページ）
 「図書館・市民館など」（川崎市ホームページ）
 「病院・診療所名簿」（川崎市ホームページ）
 「高齢者施設のご案内」（川崎市ホームページ）
 「高齢者福祉保健施設一覧」（横浜市ホームページ）
 「健康・スポーツ」（川崎市ホームページ）

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図（川崎区図）」（川崎市）、「横浜市行政区図（鶴見区図）」（横浜市）を使用したものである。

図9.9.1-1 日照の影響に特に配慮すべき施設等

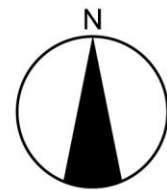




凡例

- 計画地
- · — · 市境
- 区境
- 既存建築物の調査範囲
(計画地を中心とした半径300mの範囲)
- 建築物(5階以上)

この地図は、「川崎市都市計画基本図(南河原)、(八丁畷)」(川崎市)及び「横浜市都市計画基本図(矢向)、(市場)」(横浜市)を使用したものである。



1 : 4, 000

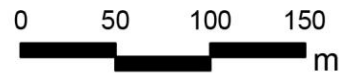


図9.9.1-2 既存建築物の状況

(オ) 関係法令等による基準等

a 建築基準法及び川崎市建築基準条例

建築基準法及び川崎市建築基準条例に基づく日影規制については、表9.9.1-2に示すとおりである。また、計画地西側の横浜市の区域については、準工業地域であり、同様の規制日影時間、範囲となっている。

計画地東側方面、西側方面は準工業地域、北側は準工業地域及び工業地域に指定されており、このうち工業地域を除く地域は日影規制の対象となる。

表9.9.1-2 計画地及びその周辺における日影規制の区域、日影時間の指定（川崎市）

対 象 区 域	制限される建築物	規制される日影時間		測定水平面の高さ
		規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)		
		5メートルを超え10メートル以内	10メートルを超える	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7メートルを超えるかまたは地上3階以上の建築物	3時間以上	2時間以上	(平均地盤面からの高さ) 1.5メートル
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	東横線以西 3 "	2 "	4 "
東横線以东		4 "	2.5 "	4 "
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	"	東横線以西 4 "	2.5 "	4 "
		東横線以东 5 "	3 "	4 "
近隣商業地域で容積率200%の区域 準工業地域	"	5 "	3 "	4 "

b 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、建築物・工作物の建築等に伴う日照にかかわる影響については、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

(ア) 予測項目

予測項目は、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度とした。

(イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画地周辺とした。

(ウ) 予測時期

予測時期は、計画施設の完成後の冬至日とした。

(エ) 予測方法

冬至日の日影データについては、表 9.9.1-3 に示すとおりである。冬至日の真太陽時の 8 時から 16 時について、平均地盤面における、煙突を含む時刻別日影図及び等時間日影図を作図し、日影の影響範囲を予測した。

また、計画地周辺は準工業地域に指定されていることから、同地域に適用される 3 時間及び 5 時間の等時間日影図について、平均地盤面における冬至日のものを作図し、日影の影響範囲を予測した。なお、建築基準法等では、測定水平面(平均地盤面から高さ 1.5m 又は 4.0m の位置)において日影時間が規制されているが、本事業では周辺への日影の影響をできる限り少なくすることを目的に、測定水平面ではなく平均地盤面レベル (TP+2.5m) で日影時間の予測を行うこととする。また、建築基準法に基づき、工作物である煙突は含まないものとした。

表9.9.1-3 日影規制の概要による日影データ

緯度	北緯 35° 31	
経度	東経 139° 41	
時期	冬至日	
時刻 (真太陽時)	方位角 (度)	倍率
8:00	-53.38	6.97
9:00	-42.79	3.22
10:00	-30.28	2.19
11:00	-15.81	1.78
12:00	0	1.66
13:00	15.81	1.78
14:00	30.28	2.19
15:00	42.79	3.22
16:00	53.38	6.97

(オ) 予測結果

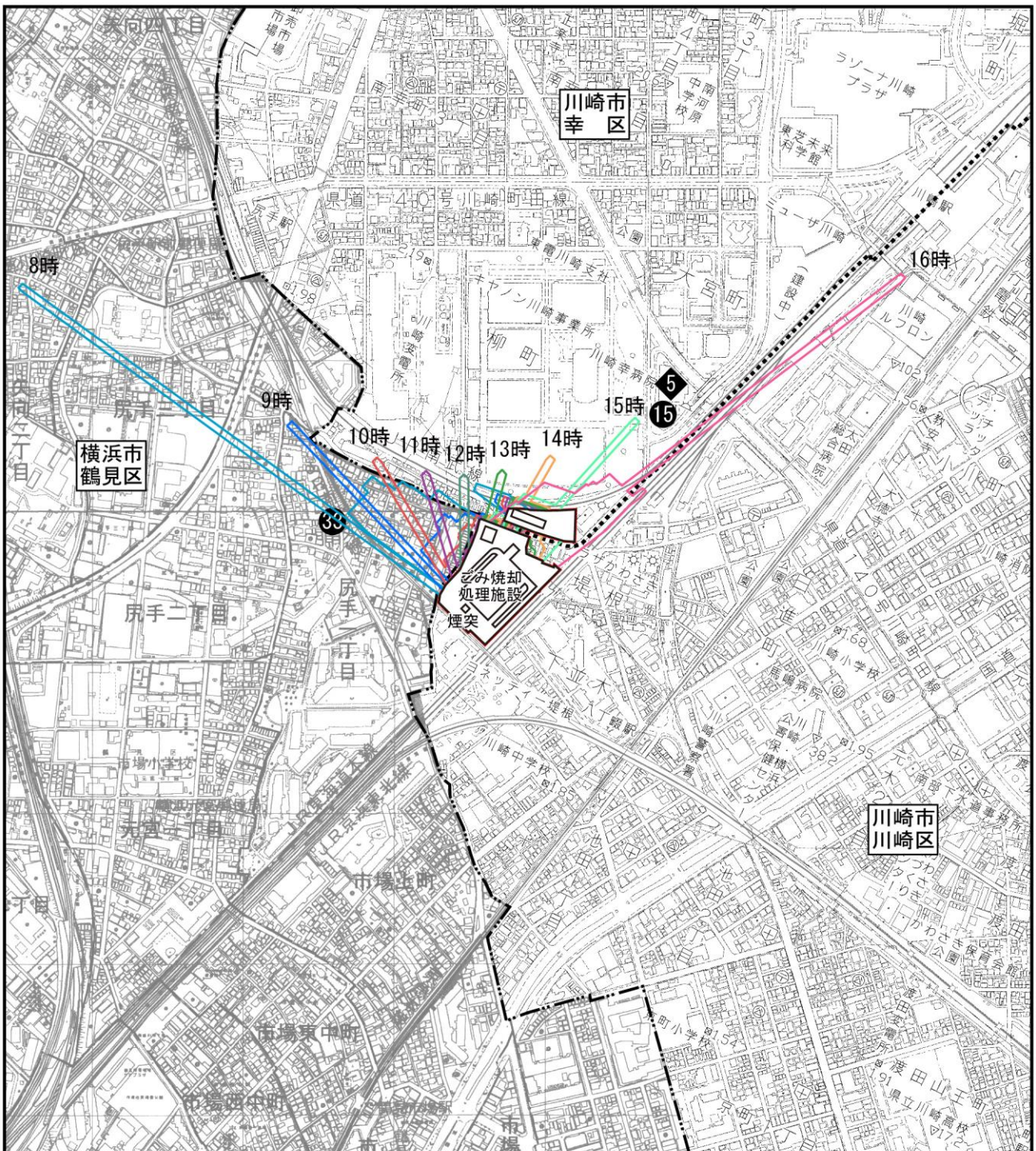
計画施設（煙突を含む）による、冬至日における平均地盤面での時刻別日影図は図9.9.1-3に、等時間日影図は図9.9.1-4に、日影の影響を受ける建物棟数は表9.9.1-4に示すとおりである。

冬至日において、日影の影響を受ける既存建物は381棟であり、その内訳は、日影時間が1時間未満が313棟、1時間以上2時間未満が36棟、2時間以上3時間未満が16棟、3時間以上4時間未満が15棟、4時間以上5時間未満が1棟と予測する。特に配慮すべき施設等については、日影時間が1時間未満が北西側に1施設（ぶれすと尻手ほいくえん）、北東側に2施設（ゲートタワーローズ保育園、川崎幸病院）あり、1時間以上となる施設は存在しない。

また、日影規制に関する予測について、計画施設（煙突を含まない）による、冬至日における平均地盤面での等時間日影図は、図9.9.1-5に示すとおりであり、平均地盤面で日影規制の基準に適合するものと予測する。

表9.9.1-4 日影の影響を受ける既存建物

日影時間	日影の影響を受ける建物棟数		
	住居系	非住居系	合計
1時間未満	293	20	313
1時間以上2時間未満	34	2	36
2時間以上3時間未満	16	0	16
3時間以上4時間未満	15	0	15
4時間以上5時間未満	1	0	1
5時間以上	0	0	0
合計	359	22	381



凡 例

- | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|--|
| —— | 計画地 | 日影線 | | |
| — · — · | 市境 | 8時 | 13時 | |
| · · · · · | 区境 | 9時 | 14時 | |
| ● | 保育園 | 10時 | 15時 | |
| ◆ | 病院 | 11時 | 16時 | |
| | | 12時 | | |

注1) 時刻別日影図に煙突を含む。
 注2) 図中の記号の番号は、表9.9.1-1(1)の番号と対応している。

この地図は、「川崎市1:10,000地形図(川崎区図)」「川崎市」、「横浜市行政区図(鶴見区図)」「横浜市」を使用したものである。

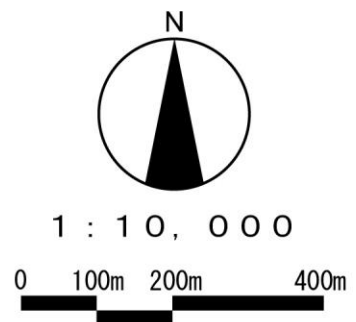
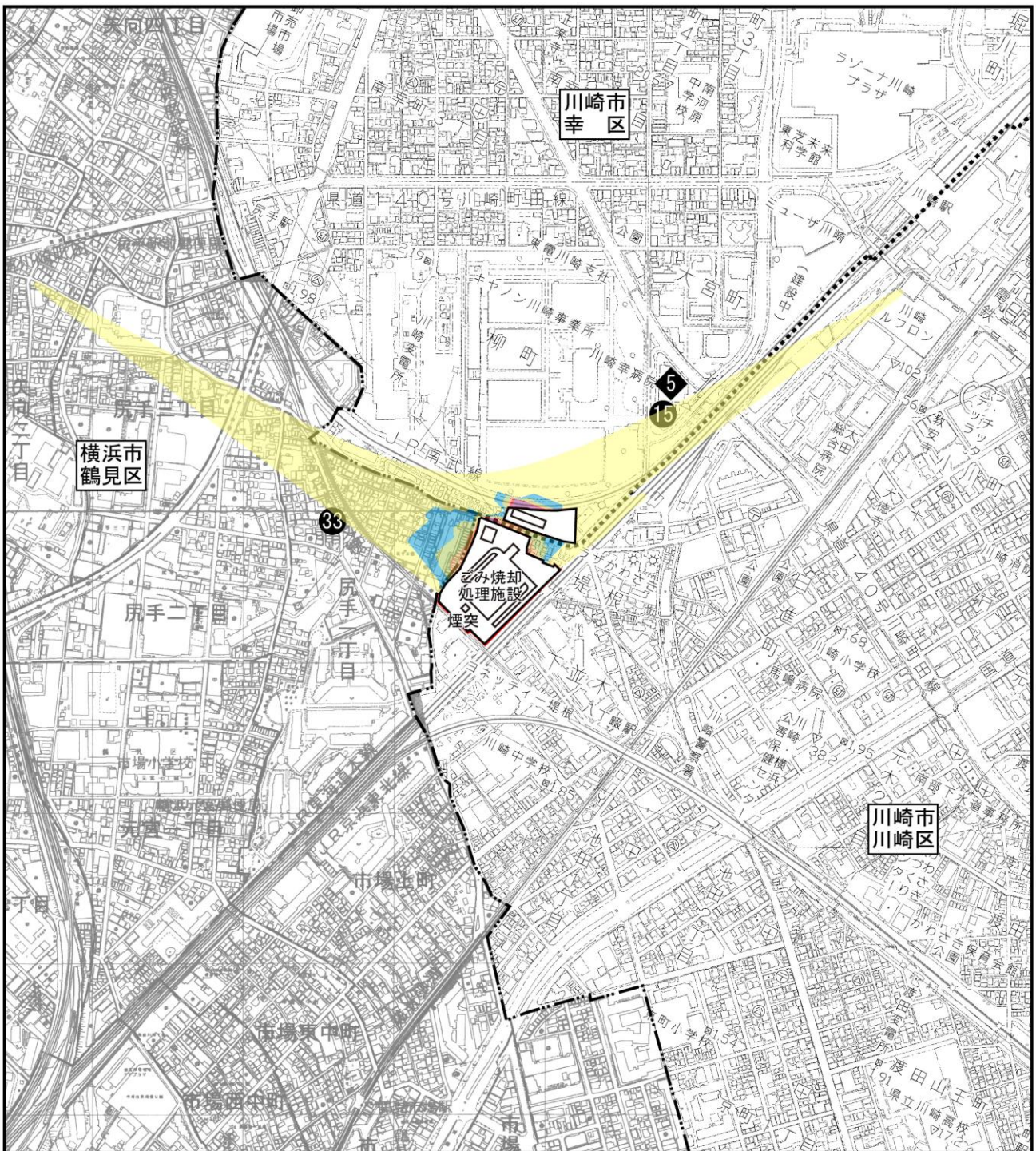


図9.9.1-3 時刻別日影図



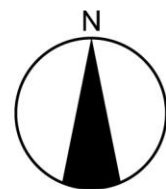
凡 例

- | | |
|----------|--------------|
| —— 計画地 | ■ 1時間未満 |
| - - - 市境 | ■ 1時間以上2時間未満 |
| 区境 | ■ 2時間以上3時間未満 |
| ● 保育園 | ■ 3時間以上4時間未満 |
| ◆ 病院 | ■ 4時間以上5時間未満 |
| | ■ 5時間以上 |

注1) 等時間日影図に煙突を含む。

注2) 図中の記号の番号は、表9.9.1-1(1)の番号と対応している。

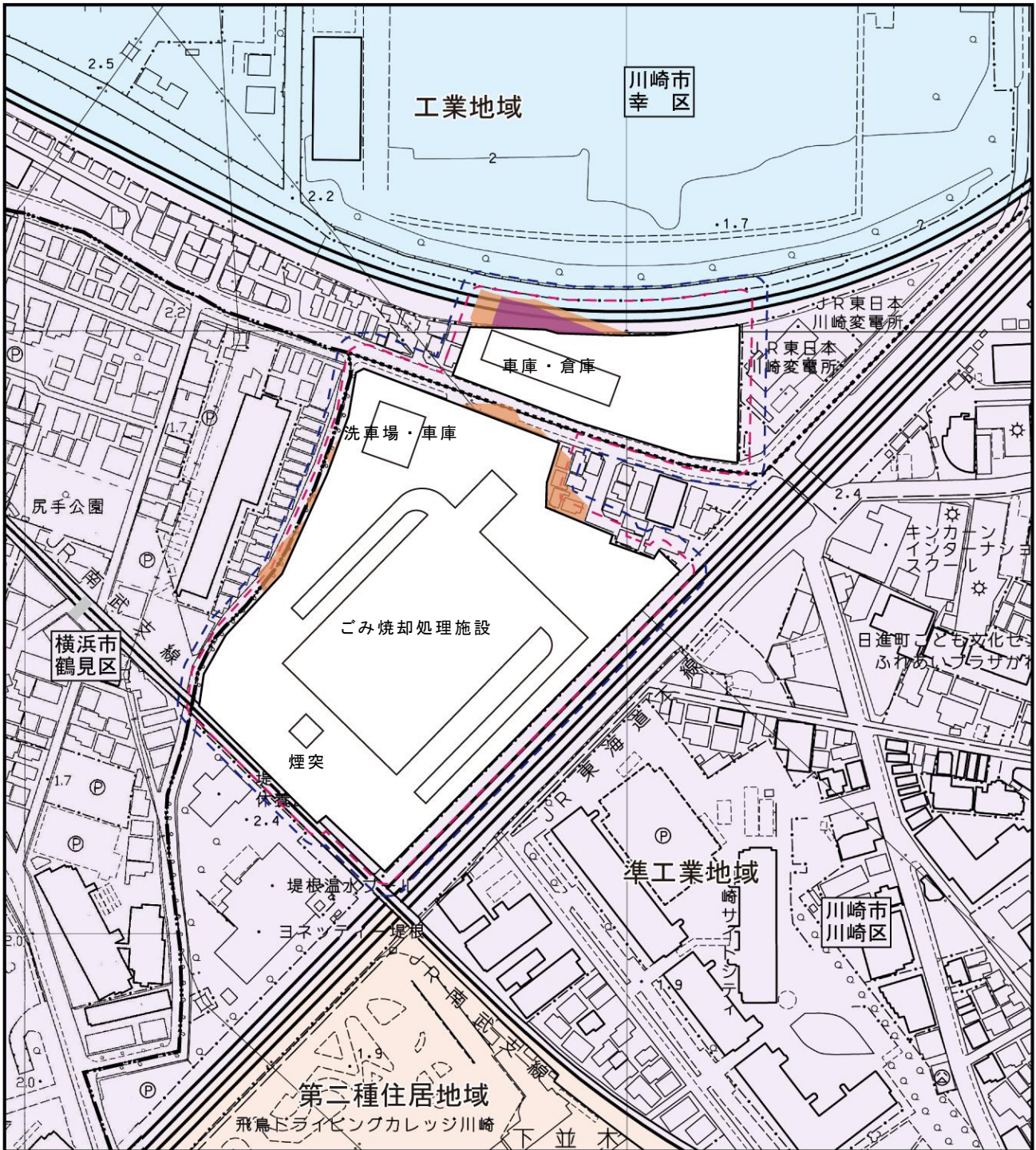
この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。



1 : 10,000



図9.9.1-4 等時間日影図



凡例

- 計画地
 - · — 市境
 - 区境
 - 3時間
 - 5時間
 - 10mライン
 - 5mライン
- 注) 等時間日影図に煙突を含まない

自主的な日影基準

凡例	規制される時間		測定水平面高さ
	5mを超え 10m以内	10mを 超える	
■ 準工業地域	5時間	3時間	平均地盤面レベル



1 : 2,500



この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図9.9.1-5 等時間日影図（日影規制に関する予測）

イ 環境保全のための措置

日影の影響に対する配慮の観点から、次のような措置を講じる計画である。

- ・ 建築基準法に規定される日影規制を踏まえ、日影の影響が小さくなるよう建物等の形状、高さ等について配慮する。

ウ 評価

計画施設（煙突を含む）による、冬至日における平均地盤面での日影の状況を予測した結果、日影の影響を受ける既存建物は381棟であり、その内訳は、日影時間が1時間未満が313棟、1時間以上2時間未満が36棟、2時間以上3時間未満が16棟、3時間以上4時間未満が15棟、4時間以上5時間未満が1棟と予測する。特に配慮すべき施設等については、日影時間が1時間未満が北西側に1施設（ふれすと尻手ほいくえん）、北東側に2施設（ゲートタワーローズ保育園、川崎幸病院）あり、1時間以上となる施設は存在しない。

また、計画施設（煙突を含まない）による冬至日における平均地盤面での等時間日影図は、平均地盤面で日影規制の基準に適合するものと予測する。

さらに、施設の詳細な計画にあたっては、建築基準法に規定される日影規制を踏まえ、日影の影響が小さくなるよう建物等の形状、高さ等について配慮するなどの環境保全のための措置を講じることにより、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。

9.2 テレビ受信障害

計画地及びその周辺のテレビ電波の受信状況等を把握し、供用時における計画施設の存在によるテレビ電波の受信に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画施設の存在により発生するテレビ電波の受信に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) テレビ電波（地上波）の受信状況
- (イ) テレビ電波の送信の状況
- (ウ) 高層建築物及び住宅等の分布状況
- (エ) 地形、工作物の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

調査地域は、テレビ受信障害が発生すると想定される範囲を含む計画地周辺の地域とした。

ウ 調査方法等

(ア) 調査地点

a テレビ電波（地上波）の受信状況

調査地点は、テレビ受信障害が生じると想定される地域を考慮して、図9.9.2-1に示す30地点とした。

b 高層建築物及び住宅等の分布状況

計画地及びその周辺とした。

c 地形、工作物の状況

計画地及びその周辺とした。

(イ) 調査期間・調査時期

a テレビ電波（地上波）の受信状況

現地調査時期は、令和3年7月20日（火）～21日（水）とした。

b 高層建築物及び住宅等の分布状況

現地踏査時期は、令和3年7月20日（火）とした。

c 地形、工作物の状況

「b 高層建築物及び住宅等の分布状況」と同様とした。

(ウ) 調査方法

a テレビ電波（地上波）の受信状況

調査は、一般社団法人CATV技術協会の会員である専門機関により、「テレビ受信状況調査要領」（平成30年6月 一般社団法人日本CATV技術協会）及び「建造物によるテレビ受信障害調査要領」（平成30年6月 一般社団法人日本CATV技術協会）に定める方法に準拠した電波測定車両を用いて実施した。

共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態については、既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

b テレビ電波の送信の状況

「デジタル中継局開局情報」（総務省関東総合通信局ホームページ）等の既存資料による調査により把握した。

c 高層建築物及び住宅等の分布状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

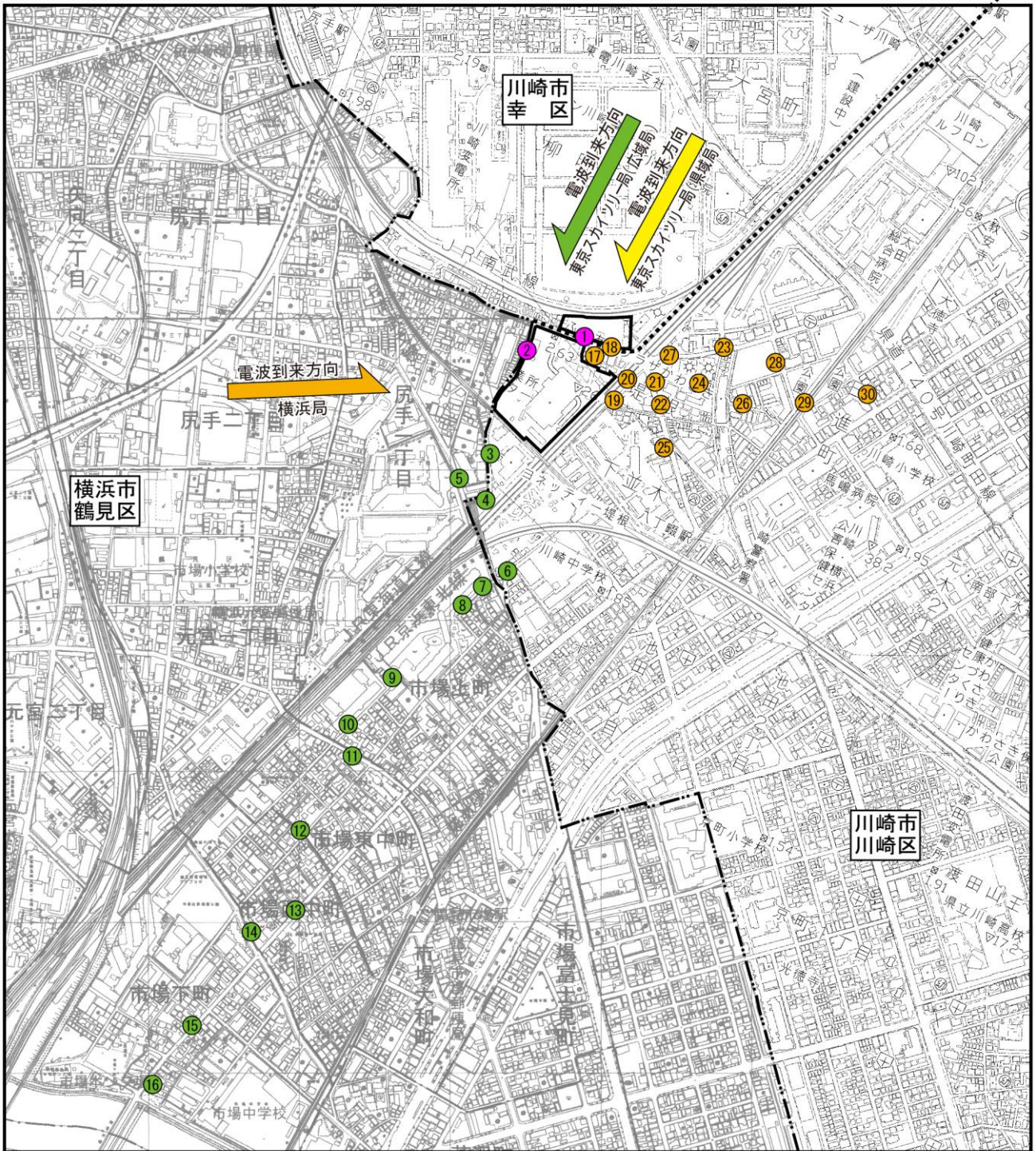
d 地形、工作物の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

e 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・「地域環境管理計画」の地域別環境水準



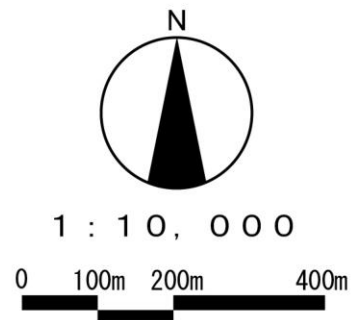
凡 例

- 計画地
- · — 市 境
- 区 境
- ↙ 電波到来方向

- 調査地点 (東京スカイツリー局及び横浜局)
- 調査地点 (東京スカイツリー局)
- 調査地点 (横浜局)

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」(川崎市)、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」(横浜市)を使用したものである。

図9.9.2-1 テレビ受信障害調査地点



エ 調査結果

(ア) テレビ電波（地上波）の受信状況

テレビ電波（地上波）の受信状況に係る調査結果は、表 9.9.2-1(1)、(2)に示すとおりである。詳細な内容は、資料編（資料 10-1、資-147 ページ参照）に示す。

地上デジタル波の受信レベルの品質管理の調査結果をみると、一部、受信状況が良好でない地点が存在するものの、概ね良好に受信されている。

また、共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態の調査結果は、図 9.9.2-2 に示すとおりであり、この地域においては、すでに広範囲でケーブルテレビや光ケーブルへの加入により、電波障害の改善対策が実施されている。

表9.9.2-1(1) テレビ受信（地上波）状況調査結果

放送局名		東京スカイツリー局									受信アンテナ高
		広域局							県域局	県域局	
		NHK 総合 ch27	NHK 教育 ch26	日 本 テレビ ch25	TBS テレビ ch22	フ ジ テレビ ch21	テレビ 朝 日 ch24	テレビ 東 京 ch23	M X テレビ ch16	テレビ 神奈川 ch18	
調査地点	調査項目										
1	端子電圧	56.5	56.3	57.8	58.8	58.4	59.8	58.2	45.1	73.7	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
2	端子電圧	44.9	42.6	47.0	48.0	45.6	45.3	48.2	32.1	57.8	10m
	品質評価	B	B	B	B	B	C	A	D	B	
3	端子電圧	41.1	40.9	40.7	42.3	41.4	44.4	43.1	28.5	—	10m
	品質評価	C	C	C	C	B	B	B	E	—	
4	端子電圧	41.4	42.8	41.7	45.5	42.8	45.2	43.2	30.0	—	10m
	品質評価	B	A	B	A	B	A	B	E	—	
5	端子電圧	42.6	39.0	36.6	39.4	40.3	37.5	34.6	21.4	—	10m
	品質評価	A	B	B	B	A	D	C	E	—	
6	端子電圧	43.0	39.8	43.5	49.0	51.5	46.4	47.9	36.5	—	10m
	品質評価	B	B	C	A	A	B	A	B	—	
7	端子電圧	57.7	56.2	57.3	57.0	56.1	58.6	56.2	40.3	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	A	—	
8	端子電圧	57.6	55.5	57.0	59.7	58.5	59.0	58.4	45.3	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	A	—	
9	端子電圧	42.4	41.8	44.7	42.7	42.5	42.9	42.6	28.1	—	10m
	品質評価	B	A	A	A	B	A	A	D	—	
10	端子電圧	42.4	41.9	43.1	40.8	41.6	42.7	41.2	28.6	—	10m
	品質評価	B	C	A	B	A	B	B	D	—	
11	端子電圧	38.9	39.4	41.9	42.3	41.5	42.2	41.3	26.4	—	10m
	品質評価	B	B	B	A	C	B	B	E	—	
12	端子電圧	51.2	45.2	50.1	51.9	49.8	48.0	50.1	35.6	—	10m
	品質評価	C	B	C	A	A	B	B	C	—	
13	端子電圧	54.9	52.7	52.7	53.0	53.0	54.1	51.7	35.6	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	C	—	
14	端子電圧	50.9	47.3	50.1	47.9	46.5	50.4	47.3	31.1	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	B	—	
15	端子電圧	47.2	46.5	48.0	46.7	47.5	51.2	47.7	31.4	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	C	A	A	D	—	
16	端子電圧	56.9	54.7	57.3	53.1	55.0	58.3	57.6	39.2	—	10m
	品質評価	A	A	A	A	A	A	A	B	—	

注 1) デジタル波の端子電圧レベル（受信レベル）は 75Ω 終端値 [dB (μV)] で表示した。

注 2) 品質評価は、次の基準による評価表示である。

A：きわめて良好 B：良好 C：おおむね良好 D：不良 E：受信不能

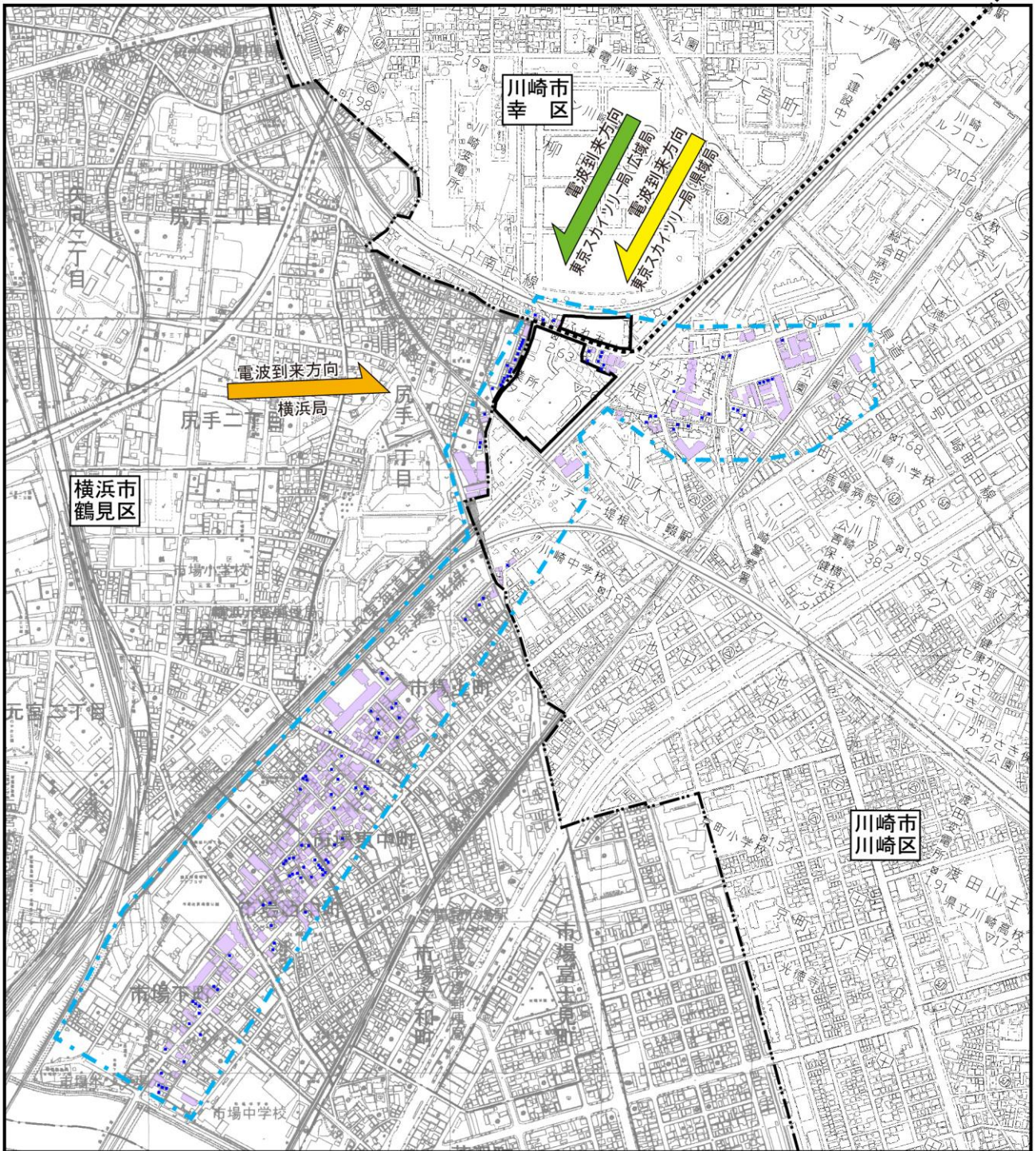
表9.9.2-1(2) テレビ受信（地上波）状況調査結果

放送局名		東京スカイツリー局								横浜局	受信アンテナ高
		広域局							県域局	県域局	
		NHK 総合 ch27	NHK 教育 ch26	日 本 テレビ ch25	TBS テレビ ch22	フ ジ テレビ ch21	テレビ 朝 日 ch24	テレビ 東 京 ch23	M X テレビ ch16	テレビ 神奈川 ch18	
調査地点	調査項目										
17	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	73.2	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
18	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	75.7	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
19	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	61.9	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	C	
20	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	63.1	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	B	
21	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	71.9	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
22	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	63.7	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
23	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	81.7	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
24	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	63.4	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
25	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	59.1	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	B	
26	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	71.5	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
27	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	84.6	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
28	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	55.2	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	
29	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	53.0	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	B	
30	端子電圧	—	—	—	—	—	—	—	—	51.3	10m
	品質評価	—	—	—	—	—	—	—	—	A	

注1) デジタル波の端子電圧レベル（受信レベル）は75Ω終端値[dB(μV)]で表示した。

注2) 品質評価は、次の基準による評価表示である。

A:きわめて良好 B:良好 C:おおむね良好 D:不良 E:受信不能

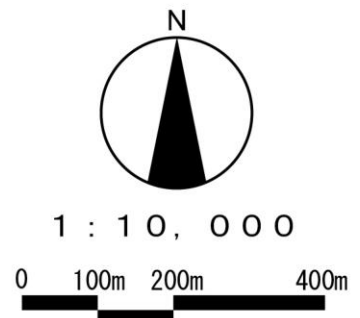


凡 例

- 計画地
- · — 市 境
- 区 境
- ↙ 電波到来方向
- ⋯⋯ 調査範囲
- 光テーブル引き込み宅
- ケーブルテレビ加入宅

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」（川崎市）、「横浜市行政区図 (鶴見区図)」（横浜市）を使用したものである。

図9.9.2-2 共聴設備等の設置状況



(イ) テレビ電波の送信の状況

計画地周辺における現在のテレビ電波（地上デジタル波）の送信状況は、表 9.9.2-2 に示すとおりである。

また、衛星放送の送信状況は、表 9.9.2-3 に示すとおりである。

表9.9.2-2 テレビ電波の送信状況（地上デジタル波）

放送局（略称）		チャンネル	送信場所	周波数 (MHz)	送信高 (m)	送信出力 (kW)
東京 スカイツリー局	広域局	27	東京都墨田区 押上	554～560	614	10
		26		548～554		
		25		542～548		
		22		524～530		
		21		518～524		
		24		536～542		
		23		530～536		
	県域局	16		488～494	566	
横浜局	県域局	18	横浜市鶴見区 三ツ池公園	500～506	190.5	1

表9.9.2-3 テレビ電波の送信状況（衛星放送）

名称		衛星	送信出力 (W)
BS 放送 (東経 110°)	デジタル	NHK BS1	BSAT-3a BSAT-3b BSAT-3c
		NHK BS プレミアム	
		BS 日テレ	
		BS 朝日	
		BS-TBS	
		BS ジャパン	
		BS フジ	
		WOWOW	
		スターチャンネル	
		BS11	
		TwelV	
		放送大学	
		グリーンチャンネル	
		BS アニマックス	
		FOX スポーツ&エンターテイメント	
		BS スカパー!	
		J S P O R T S	
		BS 釣りビジョン	
		イマジカBS・映画	
		BS 日本映画専門チャンネル	
ディズニーチャンネル			
D - L i f e			
ウェザーニューズ			
CS 放送 (東経 110°)	スカパー! (69ch)	N-SAT-110	120
CS 放送 (東経 124°)	スカパー! プレミアムサービス (テレビ 161ch)	JCSAT-4B	150
CS 放送 (東経 128°)	(ラジオ 100ch)	JCSAT-3A	127

(ウ) 高層建築物及び住宅等の分布状況

計画地周辺における5階以上の建築物の分布状況は、「9.1 日照阻害 (1) 現況調査 エ 調査結果 (ウ) 既存建築物の状況」(461 ページ参照) に示したとおりである。

(エ) 地形、工作物の状況

計画地及びその周辺は、概ね平坦な地形となっており、計画地には既存の堤根処理センターの建物が存在している。計画地周辺には、テレビ電波の受信状況に影響を及ぼすと考えられる工作物の分布はない。

(オ) 関係法令等による基準等

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化しないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を参考に、「良好な受像画質を維持すること。かつ、現状を悪化しないこと。」と設定した。

(3) 予測及び評価

ア 予測

(ア) 予測項目

予測項目は、計画施設の存在により発生するテレビ受信の障害の範囲及び受信障害を受ける棟数とした。

(イ) 予測地域・予測地点

予測地域は、計画施設の存在によりテレビ受信障害が発生すると想定される範囲とした。

(ウ) 予測時期

予測時期は、計画施設の完成後とした。

(エ) 予測方法

テレビ受信障害範囲の予測は、「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」(平成17年3月 社団法人CATV技術協会)による計算式を用い、障害の予測区域図は「建造物によるテレビ受信障害調査要領」(平成30年6月 一般

社団法人 CATV 技術協会) による作成基準に基づく方法により作成した。

なお、BS 放送波及び CS 放送波についても同様に予測した。

(オ) 予測結果

a 地上デジタル波

計画施設による地上デジタル波のテレビ受信障害予測範囲は、図 9.9.2-3 及び表 9.9.2-4 に示すとおり、東京スカイツリー局（広域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約 846m で発生するものと予測する。東京スカイツリー局（県域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約 1,234m で発生するものと予測する。横浜局からの遮へい障害範囲については、敷地内と予測する。なお、反射障害は現状の受信状況が不良の場合に発生する可能性があるものの、当該地域ではいずれの放送局も受信状況が概ね良好であるため、反射障害は発生しないと予測する。

また、テレビ受信障害棟数は表 9.9.2-5 に示すとおり、遮へい障害地域に含まれる棟数は東京スカイツリー局（広域局）が 18 棟、東京スカイツリー局（県域局）が 65 棟、横浜局が 0 棟であり、合計 65 棟と予測する。なお、当該範囲内の建物については、すでにケーブルテレビや光ケーブルに加入している。

表 9.9.2-4 テレビ受信障害の影響範囲（地上デジタル波）

放送局	障害種別	方向	計画施設	障害距離 (最大値)	障害幅 (最大値)
東京スカイツリー局 (広域局)	遮へい	南西	煙突部	約 846m	約 27m
			建屋部	約 613m	約 99m
東京スカイツリー局 (県域局)	遮へい	南西	煙突部	約 1,234m	約 30m
			建屋部	約 912m	約 101m
横浜局	遮へい	東	煙突部	約 16m	約 17m
			建屋部	約 7m	約 64m

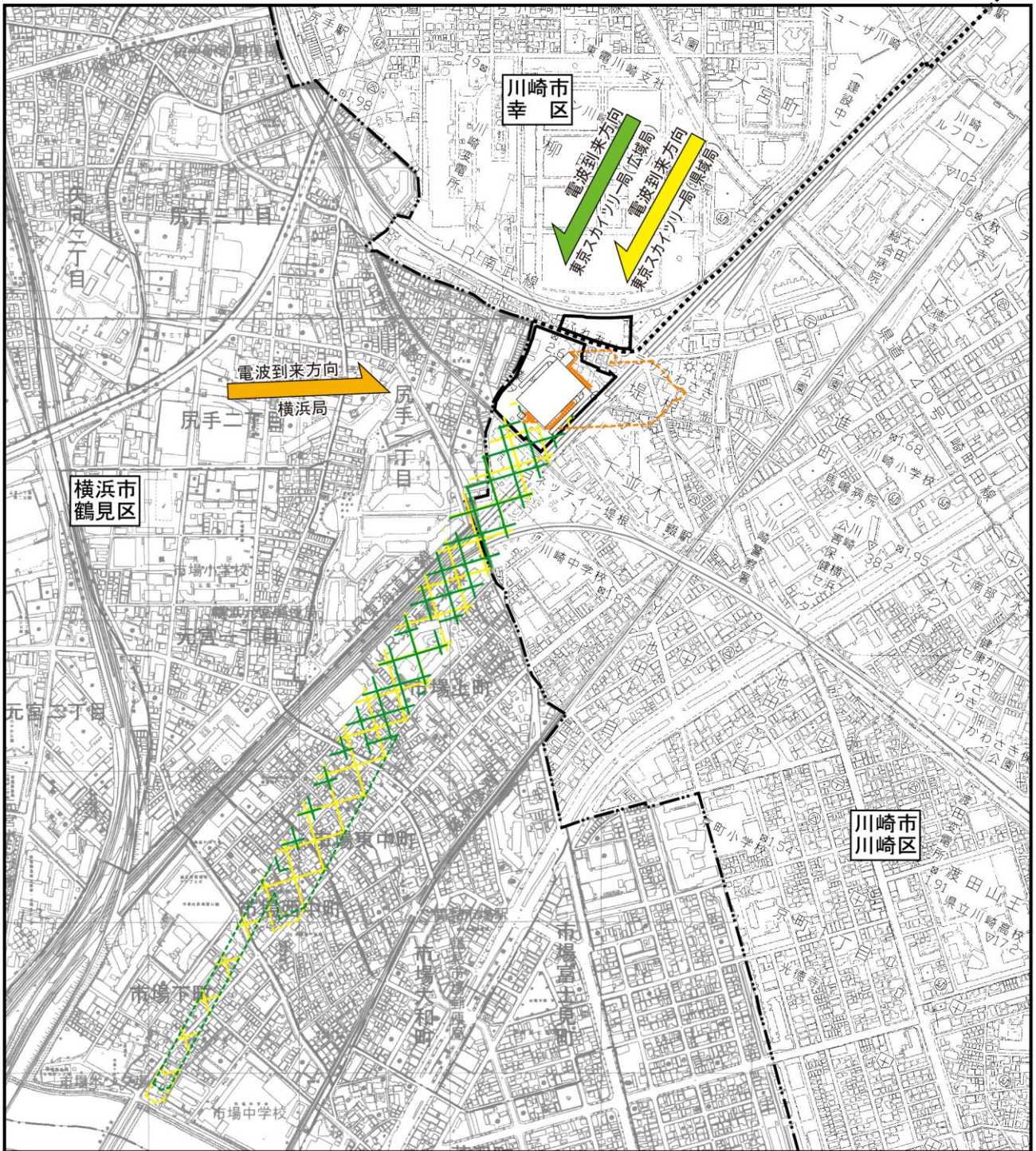
注) 障害距離は、計画施設外壁からの距離である。

表 9.9.2-5 テレビ受信障害棟数（地上デジタル波）

区分	放送局	遮へい障害予測範囲に 含まれる棟数 ^{注1・2)}
地上 デジタル 放送	東京スカイツリー局(広域局)	18(0)
	東京スカイツリー局(県域局)	65(0)
	横浜局	0(0)
合計		65(0)

注1) () 内は、遮へい障害予測範囲内において、CATV(ケーブルテレビ)、光ケーブル(NTTフレッツテレビ)及び共聴施設(親アンテナが障害地域内ではない施設)に加入していない棟数を示している。

注2) 合計棟数については、放送局が重複している場合があるため、一致しない。



凡 例

- 計画地
- · — 市 境
- 区 境

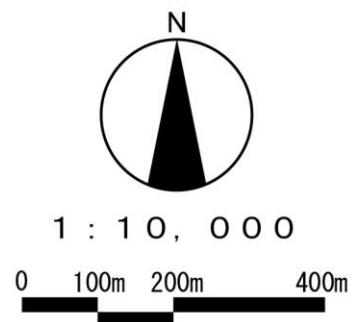
↙ 電波到来方向

- XXXX 遮へい障害地域 (東京スカイツリー局 (広域局))
- 遮へい障害要確認地域 (東京スカイツリー局 (広域局))
- XXXX 遮へい障害地域 (東京スカイツリー局 (県域局))
- 遮へい障害要確認地域 (東京スカイツリー局 (県域局))
- XXXX 遮へい障害地域 (横浜局)
- 遮へい障害要確認地域 (横浜局)

注) 遮へい障害要確認地域とは、遮へい障害の発生予測地域外であっても、散発的な障害発生に注意する範囲である。

図9.9.2-3 テレビ受信障害予測範囲図 (地上デジタル波)

この地図は、「川崎市 1 : 10,000 地形図 (川崎区図)」「横浜市行政区図 (鶴見区図)」「横浜市」を使用したものである。



b 衛星放送

計画施設による衛星放送のテレビ受信障害予測範囲は、図 9.9.2-4 及び表 9.9.2-6 に示すとおり、計画施設の北東方向に障害範囲が発生するものと予測する。

表9.9.2-6 テレビ受信障害の影響範囲（衛星放送）

放送局	障害種別	方向	計画施設	障害距離 (最大値)	障害幅 (最大値)
BS・CS放送 (東経110°)	遮へい	北東	煙突部	約131m	約10m
			建屋部	約42m	約92m
CS放送 (東経124°)	遮へい	北東	煙突部	約96m	約15m
			建屋部	約31m	約118m
CS放送 (東経128°)	遮へい	北東	煙突部	約101m	約15m
			建屋部	約32m	約111m

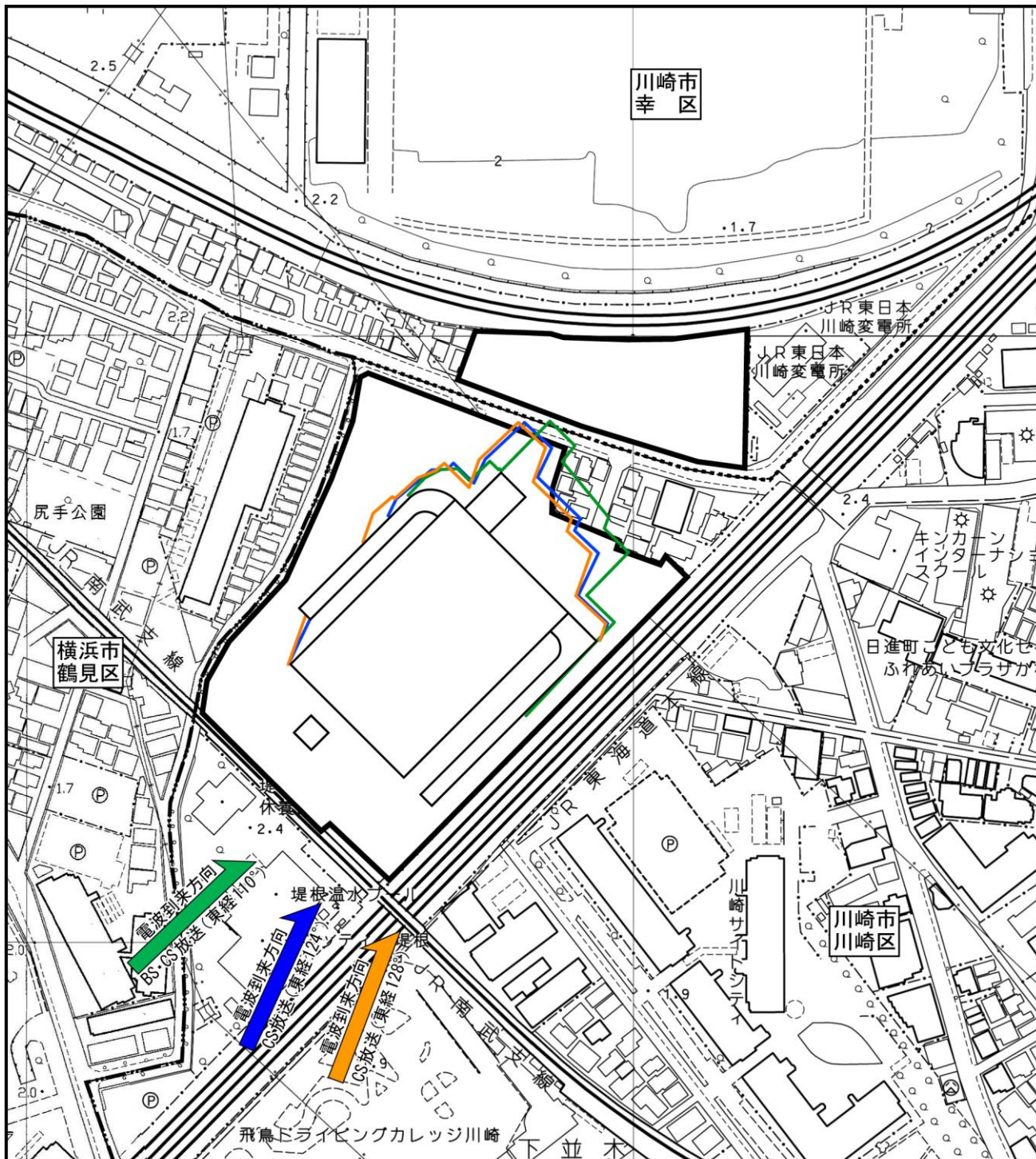
注) 障害距離は、計画施設外壁からの距離である。

表9.9.2-7 テレビ受信障害棟数（衛星放送）

区分	放送局	遮へい障害予測範囲に 含まれる棟数 ^{注1・2)}
衛星放送	BS・CS放送 (東経110°)	5(0)
	CS放送 (東経124°)	2(0)
	CS放送 (東経128°)	2(0)
合 計		5(0)

注1) () 内は、遮へい障害予測範囲内において、受信障害が生じると考えられる棟数である。予測範囲内には各衛星放送アンテナが様々な高さに設置されているため、障害予測範囲内のそれぞれのアンテナ高を考慮して障害の有無を判定した。

注2) 合計棟数については、放送局が重複している場合があるため、一致しない。

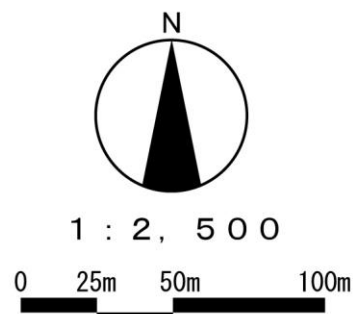


凡例

- 計画地
- · — 市境
- 区境
- テレビ受信障害（遮へい障害）予測範囲（BS・CS放送（東経110°））
- テレビ受信障害（遮へい障害）予測範囲（CS放送（東経124°））
- テレビ受信障害（遮へい障害）予測範囲（CS放送（東経128°））

この地図は、「川崎市都市計画基本図（南河原）、（八丁畷）」（川崎市）及び「横浜市都市計画基本図（矢向）、（市場）」（横浜市）を使用したものである。

図9.9.2-4 テレビ受信障害予測地域図（衛星放送）



イ 環境保全のための措置

計画施設の存在によるテレビ受信障害の影響を低減または解消するため、次のような措置を講じる計画である。

- ・受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画施設によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施する。
- ・工事中におけるクレーンの未使用時は、ブームを電波到来方向に向けるなど、適切な障害防止対策を講じる。
- ・電波障害の予測地域以外についても、計画施設に起因する電波障害が明らかになった場合には、受信状況に応じて適切な対策を講じる。

ウ 評価

計画施設による地上デジタル波のテレビ受信障害予測範囲は、東京スカイツリー局（広域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約846mで発生するものと予測する。東京スカイツリー局（県域局）からの遮へい障害範囲については、計画施設の南西方向に最大距離約1,234mで発生するものと予測する。横浜局からの遮へい障害範囲については、敷地内と予測する。なお、反射障害は発生しないと予測する。遮へい障害地域に含まれる棟数は東京スカイツリー局（広域局）が18棟、東京スカイツリー局（県域局）が65棟、横浜局が0棟であり、合計65棟と予測する。当該範囲内の建物については、既にケーブルテレビや既設建物による共聴施設に加入している。計画施設による衛星放送の受信障害予測範囲は、計画施設の北東方向に障害範囲が発生するものと予測する。

本事業の実施にあたっては、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画施設によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講じることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないものと評価する。